

2012年6月14日  
(平成24年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2012年6月7日付けで諮問（第507号）された住民基本台帳に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

住民基本台帳法（以下「住基法」という。）の改正により、平成24年7月9日から、外国人住民が住民基本台帳制度の対象となる。

また、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正により新たな在留管理制度が導入され、さらに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（以下「入管特例法」という。）の改正により、特別永住者制度が変更される。

住基法、入管法及び入管特例法において、法務省と市区町村で情報連携を行うこととされており、この事務を確実にかつ効率的に行うため、法務省の専用サーバと接続し、コンピュータを使用して伝送を行うことに対し、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) コンピュータ処理の必要性

法務省と藤沢市との通信は、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、法務省から提供される情報連携端末を用いてデータの送受信を行うものとされ

ている。

このことによるコンピュータ処理は、次の理由によるものである。

ア 外国人住民に係る情報（データ）の送受信については、全国で実施されるものであり、各地方公共団体の独自判断で、送受信しないことは出来ないこととなっている。（法律で定められている。）

イ 外国人住民に係る情報は、それぞれの法等により届出先（入国管理局・市区町村）が異なるが、それぞれ届出があった情報は「住民票の写し等」の証明事項に係るものであるため、その内容が異なっていないこととなる。

ウ 送受信される情報（データ）は、本市の外国人住民に正確に処理されなければならないが、その対象者は大量であるため、コンピュータによらないで処理することは業務に支障をきたし、不可能である。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

異動事実コード、異動事実、異動事由コード、異動事由、事由発生年月日、届出年月日、職権処理年月日、氏名分類コード、氏名、併記名、従前の氏名分類コード、従前の氏名、従前の併記名、生年月日、従前の生年月日、性別コード、性別、従前の性別コード、従前の性別、市区町村コード、住所（住居地）、異動前の住所（住居地）、国籍・地域コード、国籍・地域、従前の国籍・地域コード、従前の国籍・地域、在留資格期間コード、在留資格期間、従前の在留資格期間コード、従前の在留資格期間、在留期間の満了の日、前回の在留期間の満了の日、中長期在留者である旨等のコード、中長期在留者である旨等、従前の中長期在留者である旨等のコード、従前の中長期在留者である旨等、在留カード等の番号、従前の在留カード等の番号、特別永住者証明書の交付年月日

(4) コンピュータ処理の内容

ア 本市と法務省との間の通信方法

本市と法務省との間の通信方法は、総合行政ネットワーク（L G W A N）回線を使用して行われ、法務省が提供する情報連携端末により送受信する。

イ 本市から法務省に送信される情報（データ）

市区町村に届出があった、住民異動届・戸籍等の届による住民基本台帳に新規に記載される事項または当該台帳に記載されている事項の変更に伴う情報（住所、氏名、生年月日、性別等）を法務省に送信する。

ウ 本市が法務省から取得する情報（データ）

法務省（入国管理局）に申請があった、住民基本台帳に記載されている事項の修正に伴う情報（氏名、生年月日、性別、国籍・地域、在留資格、在留期間等）を本市は法務省から取得する。

(5) 安全対策

ア 通信の安全対策

本市と法務省の間は総合行政ネットワーク（L G W A N）回線を使用し、

セキュリティはファイアウォール等により十分に確保されている。

また、通信によるデータは、SSLを利用した暗号化により外部への情報漏洩を防ぐ。

#### イ 操作権限

情報連携端末の操作は、限定された職員（市民窓口センター住民担当の一部の職員）とし、ユーザID及びパスワードにより、正当なアクセス権限が有ることを確認し操作する。

#### ウ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

### (6) 実施時期

平成24年7月9日

### (7) 提出資料

- 資料1 コンピュータ処理をする個人情報
- 資料2 システム機器構成図（運用を含む）
- 資料3 関係法令～抜粋～
- 資料4 個人情報取扱事務届出書

## 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

### (1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

法務省と藤沢市との通信は、総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、法務省から提供される情報連携端末を用いてデータの送受信を行うものとされており、このことによるコンピュータ処理は、次の理由による。

ア 外国人住民に係る情報（データ）の送受信については、全国で実施されるものであり、各地方公共団体の独自判断で、送受信しないことは出来ないこととなっている。（法律で定められている。）

イ 外国人住民に係る情報は、それぞれの法等により届出先（入国管理局・市区町村）が異なるが、それぞれ届出があった情報は「住民票の写し等」の証明事項に係るものであるため、その内容が異なっていてはならないこととなる。

ウ 送受信される情報（データ）は、本市の外国人住民に正確に処理されなければならないため、その対象者は大量であるため、コンピュータによらないで処理することは業務に支障をきたし、不可能である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認めら

れる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア 通信の安全対策

本市と法務省の間は総合行政ネットワーク（L G W A N）回線を使用し、セキュリティはファイアウォール等により十分に確保されている。

また、通信によるデータは、S S Lを利用した暗号化により外部への情報漏洩を防ぐ。

イ 操作権限

情報連携端末の操作は、限定された職員（市民窓口センター住民担当の一部の職員）とし、ユーザ I D 及びパスワードにより、正当なアクセス権限が有ることを確認し操作する。

ウ 日常的な安全対策

「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」及び「藤沢市情報セキュリティポリシー」を遵守する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上